

水戸市地元酒等による乾杯の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市産の梅酒，日本酒，焼酎その他の酒類及び本市産の果実を原料とした飲料（以下「地元酒等」という。）による乾杯を推進することにより，地元酒等の普及促進を図り，もって市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は，地元酒等による乾杯の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 地元酒等の生産，販売等に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は，地元酒等による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに，市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市及び事業者は，地元酒等による乾杯の推進に当たり，市民の協力が得られるよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第5条 市，事業者及び市民は，この条例の実施に当たり，個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

付 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。